

気をつけて!

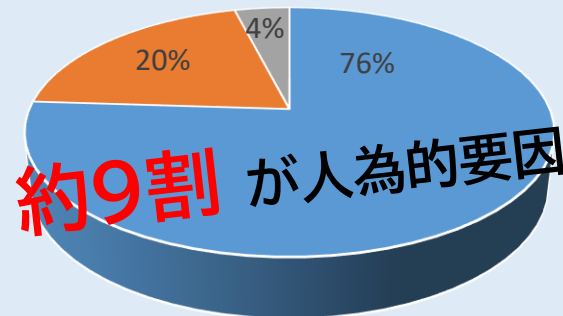
遊漁中、小型船同士がぶつかる事故が**続発!**

小型船同士による衝突発生海域



海難原因

※過去10年間



■ 見張り不十分 ■ 操船不適切 ■ 他船の過失

小型船による衝突事故防止のポイント!!

常時見張りの徹底!

航行時は、他の船舶の動向など周囲の水域の状況を**継続して把握**する必要があることから、**常時適切な見張り**をしましょう!

小型船舶操縦者の遵守事項(法令)

見張りの実施義務に違反すると、業務停止等行政処分の対象となる場合があります。

※違反点数:3点(他人を死傷させた場合:6点)



海の安全情報スマートフォン用サイト→
(こちらから登録して下さい)



JCG

神戸海上保安部航行安全課

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1
(電話番号) 078-391-6551(代表)



加古川海上保安署

〒675-0136 加古川市別府町14-2
(電話番号) 079-435-0671(代表)